

【Q&A】放課後児童支援員認定資格研修について

質 問	回 答
1 本人以外から申込みができますか？	本人以外からの申込はできません。
2 本人が県に直接申込みをすることができますか？	申込みは市町を通じて行う必要があります。
3 他県の研修に申込みことはできますか？	原則として、お住まいの都道府県で受講していただくこととなります。
4 放課後児童クラブに勤務していませんが、申込みができますか？	申し込みます。その場合、申込書は住民登録している市町にご提出ください。
5 本人確認書類は有効期限の切れた運転免許証でも可能ですか？	本人確認書類は有効期限内のものに限ります。
6 受講料は徴収しますか？	受講料は徴収しません。ただし、研修テキスト代 1,210円をご負担いただく必要があります。
7 受講資格を取得する見込みである場合、申込み可能ですか？	取得見込みの場合は申し込みません。市町への申込み期限までに資格を取得する必要があります。
8 一部科目免除の資格を持っている場合でも、全科目を受講することは可能ですか？	可能です。 申請書の科目の一部免除欄にて、科目免除の希望なしをチェックしてください。
9 申込み後に氏名、住所等が変更になりました。どうすればいいでしょうか？	変更内容を伊予鉄総合企画(株)に申し出てください。変更内容が確認できる運転免許証、保険証等を追加で提出いただくこととなります。
10 欠席、遅刻又は早退する場合はどうすればいいでしょうか？	欠席又は遅刻の場合は、連絡不要です。 早退する場合は、研修スタッフにお声掛けください。 なお、15分以上の遅刻、早退、離席等があった科目は未履修扱いとなります。
11 受講証を忘れてしまいました。受講できますか？	受講証が無い場合は受講できません。
12 受講証に写真を貼り忘れてしまいました。受講できますか？	受講証に写真が貼り付けられていない場合は受講できません。
13 保母資格を持ち、保育士資格への更新をしていない場合、保母資格の証明書類の添付で受講申込みは可能ですか？	可能です。
14 教諭経験はあるのですが、資格証を紛失しました。これに準ずる証明書類として、免許状授与証明書を添付しての申込みは可能ですか？	市町により、資格証と同等以上の証明書類と判断された場合は、可能とします。
15 受講資格の「学校教員免許法第4条に規定する免許状を有する者」には、養護教諭免許保有者は含まれますか？	含まれます。また、特別支援学校の教員免許のみを有する方、臨時免許状や特別免許状を有している(いた)方も含まれます。なお、免許の更新を受けておらず失効している場合も対象となります。